

# 高知県次世代育成支援企業認証制度要綱

## (目的)

第1条 男女が共に働きやすく、仕事と家庭の両立の推進など子育てしやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し、広く紹介することにより、企業の自主的な取組の促進を図り、次代の社会を担う子どもの健全な育成及び労働者の福祉の増進に資することを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に活動拠点を置き、事業活動を行い、かつ常時雇用する労働者を有する企業、法人、団体をいう（国及び地方公共団体を除く。）。

## (申請)

第3条 前条の認証を受けようとする企業（以下「申請者」という。）は、「高知県次世代育成支援企業認証申請書」（様式第1号）に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

## (認証要件)

第4条 知事は、申請者のうち、次の要件をすべて満たす企業を「高知県次世代育成支援認証企業」（以下「認証企業」という。）として認証するものとする。

(1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること。

(2) 5年以内において、男性の場合は1か月以上、又は女性の場合は6か月以上にわたる育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に在職していること。

(3) 労働基準法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法等に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。

(4) 次世代育成支援に関して、下記のいずれかの取組を行っていること。

ア 育児・介護休業法の規定を上回る育児休業制度の設置

イ 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度の設置

ウ 育児・介護休業法の規定を上回る育児のための勤務時間の短縮等の制度の設置

エ 学校参観、通院の付き添い等、短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度の設置（年次有給休暇を含む）

オ 県が次世代育成支援に資する目的で政策的に実施する別記事業について、取組が認められる事業所

カ その他

アからオにかかるものと同様の趣旨、目的を有するもので、次世代育成支援に関する取組であって、効果があがっていると認められるもの

(5) 3年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(審査)

第5条 知事は、申請書の書類審査を行った上で、必要に応じ実地調査を実施するものとする。

(認証)

第6条 知事は、第4条の規定により認証したときは、「高知県次世代育成支援企業認証書」(様式第2号)を交付するものとする。

2 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする企業については、改めて申請するものとする。

(認証マーク)

第7条 知事は、前条により認証した企業に対し、認証マークを交付する。

2 認証マークの取扱いについては、別に定める「高知県次世代育成支援企業認証マーク使用要領」によるものとする。

(広報)

第8条 知事は、認証した企業名や取組内容などの認証の概要について、県の広報誌やホームページ等で広く周知を図るものとする。

(変更の届出)

第9条 認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「高知県次世代育成支援企業認証変更届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第10条 知事は、認証企業が第4条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、法令に違反したとき、その他認証企業として適当でなくなったと認めるときは、当該認証を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証企業は速やかに認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第11条 この要綱に関する事務は、商工労働部雇用労働政策課において所掌する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年9月19日から施行する。

この要綱は、平成20年4月28日から施行する。

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

## 高知県次世代育成支援企業認証申請書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称  
代表者職・氏名

印

高知県次世代育成支援企業認証制度要綱第3条の規定により、下記のとおり申請します。

### 記

#### 1. 企業の概要

所在地	〒		
業種 (事業内容)			
従業員数	人	女性 人 (内パート・アルバイト)	人
		男性 人 (内パート・アルバイト)	人
担当者 所属・氏名			
連絡先	TEL: Eメール:	FAX:	

#### 2. 取組内容

(次世代育成支援の具体的な取組内容、実績等を記入してください。)
----------------------------------

#### 3. 添付資料

- (1) 審査票 (別紙)
- (2) 企業の概要がわかるもの
- (3) 労働局に届出をした一般事業主行動計画 (写)
- (4) 就業規則及び諸規程 (写)
- (5) 育児休業期間の確認できるもの (写)
- (6) 労働者名簿 (写)
- (7) その他 (取組の内容が確認できる資料)
- (8) 県税の完納証明書

(別紙)

## 審査票

現在実施しているものにチェックをしてください。

ただし、実施内容を確認できる書類等がない場合は対象となりません。

### 一般事業主行動計画の策定について

次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」を策定し、労働局に届け出ている。

(計画期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日)

### 過去5年以内の育児休業取得者の実績について(在職者に限る)

男性(1か月以上) 人

女性(6か月以上) 人

### 就業規則又は労働協約の整備について

育児・介護休業法に沿った育児休業制度等を就業規則又は労働協約に規定している。

### 次世代育成支援に関する取組について

#### ア 法を上回る育児休業制度

分割取得できる育児休業制度がある。

一定の事情の有無に関わらず、子が1歳を超えても取得できる育児休業制度がある。

#### イ 法を上回る看護休暇制度

年5日を超える看護休暇制度がある。

子が小学校に就学してからも看護休暇を取得することができる。

#### ウ 3歳を超える子の育児のために利用できる制度

短時間勤務制度

フレックスタイム制

始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ

所定外労働をさせない制度(各企業が定めている就業時間を超えて労働をさせない制度)

育児費用の援助措置

託児施設の設置運営

#### エ 短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる休暇制度

短時間の所用のために半日単位又は時間単位で使用できる独自の法定外休暇制度がある。

年次有給休暇の半日単位又は時間単位で使用できる法定休暇制度がある。

〔原則として、対象労働者の制限を設けていないこととする。〕  
〔ただし、真にやむを得ない場合はこの限りでない。〕

#### オ 県の次世代育成支援事業への参加・協力

県事業への参加・協力(事業名: )

#### カ その他

アからオ以外で次世代育成支援に関する取組を実施し、効果が上がっている。

〔取組内容: 〕

関係法令に違反する重大な事実等の有無(過去3年間)

有 無

## 高知県次世代育成支援企業認証書

企業の名称

高知県次世代育成支援企業認証制度要綱第4条の規定により、  
高知県次世代育成支援企業として認証します。

認 証 番 号                      第                      号

認 証 年 月 日                      平成    年    月    日

有 効 期 限                      平成    年    月    日

平成    年    月    日

高知県知事

印

様式第3号（第8条関係）

## 高知県次世代育成支援企業認証変更届出書

平成 年 月 日

高知県知事 様

申請者 企業の名称  
代表者職・氏名 印

高知県次世代育成支援企業認証制度要綱第8条の規定により、次のとおり内容の変更を届け出ます。

記

1. 認証番号
2. 認証年月日
3. 変更内容

変 更 前	変 更 後

- （備考）
1. 申請内容のうち、名称、代表者の氏名、所在地、認証の要件に関することに変更が生じた場合は必ず届け出ること。
  2. 変更事項の確認できる資料を添付すること。

(別記)

事業名	事業内容	参加・協力の評価	担当課
・保護者の一日保育者体験推進事業	・保育所や幼稚園、認定こども園を利用する保護者の保育者体験を進めることで、子どもの育ちや保育に関する保護者の理解を促進して親の子育て力を高めるとともに、保育所や幼稚園等の保育・教育の質の向上を図る。	・従業員（保護者）が積極的に参加する事を促進し、その参加実績が認められると共に、その取組の継続が見込まれる事業所。	・幼保支援課
・子育てしやすい職場環境づくり推進事業 費補助金	・少子化対策を進めるため、独身男女の結婚の応援や、働きながら子育てしやすい環境づくりの取組に対して補助する。	・従業員の子育て支援に資する事業に取り組み、県の助成を受けた事業所で、その取組の継続が見込まれる事業所。	・少子対策課